# 株式会社日本動物高度医療センター 定款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社日本動物高度医療センターと称し、英文では Japan Animal Referral Medical Center Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - 1. 獣医学に携わる人材の能力開発・教育訓練に関する業務
  - 2. 獣医学に関する疾患の研究事業
  - 3. 医薬品、飼料、医療機器の研究開発および販売
  - 4. 他の動物病院または動物診療所から紹介された飼育動物に対し、診療を 提供する動物病院の経営
  - 5. 損害保険代理店業務及び少額短期保険代理店業務
  - 6. 特許権、商標権、実用新案権、意匠権の取得・保有・運用・使用許諾
  - 7. 前各号に関するコンサルティング
  - 8. その他動物医療に関する事業全般
  - 9. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を川崎市に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
  - (1) 取締役会
  - (2) 監査等委員会
  - (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、8,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
  - 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主 名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第 3 章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席 した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

## (議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権 を行使することができる。
  - 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

### (員数)

- 第17条 当会社の取締役(監査等委員である者を除く。)は9名以内とする。
  - 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

#### (選任方法)

- 第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主 総会において選任する。
  - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第19条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3. 前項にかかわらず、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠 として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員で ある取締役の任期の満了する時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

- 第20条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。)の中から、代表取締役を選定する。
  - 2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### (取締役会の招集権者および議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集 し、その議長となる。
  - 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に 従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
  - 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### (監査等委員会の招集通知)

- 第23条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発 するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することがで きる
  - 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### (取締役への委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

## (取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (監査等委員会規程)

第27条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## (取締役の責任免除)

- 第28条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
  - 2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令にて定める要件に該当する場合には、 賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づ く賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める 最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

#### (報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上 の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主 総会の決議によって定める。

### 第 5 章 計 算

#### (事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

### (剰余金の配当の基準日)

- 第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
  - 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
  - 3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

## (配当金の除斥期間)

- 第33条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
  - 2. 未交付の配当財産には利息を付けないものとする。

## 附則

- 1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第 1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行 日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会 については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提 供)はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。